

第5次事業者経営支援金申請マニュアル

新型コロナウイルス感染症の影響により、本年5月から9月までの間に一定以上売上げが減少した事業者を対象に最大100万円を給付する「第5次事業者経営支援金」を開始します（第1次から第4次事業者経営支援金の給付を受けた方も再度申請が可能です）。

対象者

以下の要件をすべて満たす中小企業等 ※その他詳細は、次頁以降をご確認ください。

- 市内に事業所を有する中小企業、個人事業主、公益法人等
（個人事業主は、現住所が市内でも可。業務委託契約に基づく給与所得者も対象）
- 現に継続して事業・営業を行っており、支援金給付後も継続する意思があること
- 下記のいずれにも該当しないこと
 - ・風営法第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む個人事業主又は法人
 - ・政治団体 ・宗教上の組織又は団体
 - ・上越市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1項第1号及び第2号に該当する個人事業主又は法人
 - ・その他助成金の趣旨、目的に照らして適当でないと認められる個人事業主又は法人
- 当マニュアルに記載の事項に同意いただいた方

給付額・回数

売上減少率、売上規模に応じて、対象期間を通じて1回、最大100万円を給付

※第1次分(令和3年3月3日～7月30日)、第2次分(令和3年8月2日～10月29日)、第3次分(令和3年9月17日～令和4年1月31日)、第4次分(令和4年2月1日～令和4年6月30日)の給付を受けた方も再度申請が可能です。

※要件を満たした時点で申請可能ですが、その後の売上げで支給額が変動しても修正申請はできません。

申請方法

感染症の予防の観点から、申請書類は郵送で提出してください。

送付先: 〒943-8601 上越市木田1-1-3 上越市産業政策課

申請期限

令和4年11月30日（水）当日消印有効

支払方法

申請書類の審査完了後、14日間前後で指定の口座に振り込む予定です。

※給付の決定通知は、文書では行わず、口座への振り込みをもって、代えさせていただきます。

【問合せ先】 上越市 産業政策課 産業振興係 （直通：025-520-5729）
 詳細は、上越市ホームページのトップ「新型コロナウイルス感染症 関連情報」>「経済対策・生活支援」>「経済対策」からご確認ください。

必要書類

第1次から第4次のいずれかの給付を受けた場合、(7)の書類を提出することで、★印(2)(3)の提出(前回提出分)の省略が可能です。ただし、法人の場合で、前回申請時以降に新たに確定申告を行った場合は、最新の確定申告書類の写しを追加提出してください。

「※」印は、記入が必要な書類です。様式は市ホームページからダウンロード可能です。

(1) 上越市事業者経営支援金給付申請書 ※

★(2) 確定申告の書類の写し(詳細は次頁**ステップ1**をご確認ください)

法人 … 法人税申告書(別表一)、法人事業概況説明書^(注)

個人事業主(青色申告) … 申告書B(第一表)、申告決算書^(注) 注…該当するすべての箇所の写しを

個人事業主(白色申告) … 申告書B(第一表)、収支内訳書^(注) ご提出ください。

收受日付印の押印、e-Taxの場合は受付日時及び受付番号の印字が必要になります。

★(3) 各月の売上額が確認できる書類の写し(詳細は次頁**ステップ1**をご確認ください)

(例): 売上台帳、総勘定元帳

(4) 振込先の通帳などの写し(金融機関、支店及び口座を確認することができる箇所)

(5) 給付対象要件確認チェックシート※

(法人、青色・白色申告、創業時期に応じてシートが異なります)

(6) 誓約書※

以下は、該当する方のみ提出

(7) 【第1～4次までのいずれかの給付を受け、書類の省略を希望する場合(①～③の資料)】

	①2021年度の確定申告書 (※第4次で提出済の場合は省略可)	②売上台帳	③通帳
法人	2021年度の法人税申告書(別表一)、法人事業概況説明書	2022年1～9月分	第1～4次事業者経営支援金の給付を受けた通帳の表紙・入金に記載された箇所
青色申告	2021年度の青色申告決算書		
白色申告	2021年度の収支内訳書	2022年1～9月分	

法人の場合で申請日が確定申告期限より前であって、確定申告を完了していない場合、①の提出は不要です。ただし、2021年度の決算開始月～2021年12月及び②の売上台帳を提出ください。

(8) 【創業時期が2019年6月以降の事業者のみ】 開業届の写し

(9) 【業務委託契約に基づく収入を雑所得、給与所得で確定申告した個人事業主のみ】

業務委託契約書、国民健康保険証、支払いを受けた通帳等のそれぞれの写し

(10) 【2019年4月～2022年4月で売上げがない月が3か月以上ある場合】 ※次頁**ステップ2**に該当

ア 営業実態等はあるが売上げがない月がある事業者等

従業員の給与明細書、広告宣伝費の領収書、商品・材料等の仕入に関する領収書等の営業実態等が確認できる証明書類

イ 入院等のやむを得ない事情により売上げがない月がある事業者等

診断書、医療費領収書等により営業ができなかったことが確認できる証拠書類

(11) 【2022年5月～2022年9月で売上げがない月がある場合】 ※**ステップ3**に該当

売上げがない月の従業員の給与明細書、広告宣伝費の領収書、商品・材料等の仕入に関する領収書等の営業実態等が確認できる証明書類

(12) 【市外に本社がある事業者のみ】市内に事業所があることが分かる書類

(例)：営業許可書の写し、ホームページの写し、電話帳の写し、事業所の写真等

ステップ1 書類の準備

申請に関する確認内容

以下の**ステップ1**～**ステップ3**をご確認ください。

○ **確定申告方法等に基づき、下表の区分に応じた書類をご用意ください。**

創業時期 確定申告種別	2019年 5月以前	2019年6月～ 2022年2月 (2019年との比較が できない方)	2022年3月以降
法人・青色申告	A	C	給付対象外
白色申告・公益法人	B		

※公益法人は種類により必要書類が異なります。産業政策課までお問合せください。

A 法人：法人税申告書（別表一）、法人事業概況説明書^(注1)【2019年、2020年、2021年^(注2)】

売上台帳等^(注3)【今期首～2022年9月】

青色：青色申告決算書^(注1)の写し【2019年、2020年、2021年】

売上台帳等^(注3)【2022年1月～2022年9月】

B 白色：収支内訳書^(注1)【2019年、2020年、2021年】

売上台帳等^(注3)【2019年1月～2022年9月（2～5月創業の場合は、創業月～）】

C 法人：法人税申告書（別表一）、法人事業概況説明書^(注1)【創業年～2021年^(注2)】

売上台帳等^(注3)【今期首～2022年9月】

青色：青色申告決算書^(注1)【創業年～2021年度】

売上台帳等^(注3)【2022年1～2022年9月】

白色：収支内訳書^(注1)【創業年～2021年】

売上台帳等^(注3)【創業月～2022年9月】

注1…表紙だけではなく、該当するすべての箇所をご用意ください。

注2…2021年の確定申告が完了していない場合は提出不要です。

注3…売上台帳、総勘定元帳等の各月の売上額が確認できる書類を提出ください。

給付対象要件の該当月が9月より早い場合は、該当月までの資料をご用意ください。

ステップ2 前提条件の確認

○ 継続した事業・営業実態を確認するため、**ステップ1**の**A**～**C**の区分に基づき、前提条件となる次の項目をご確認ください。

A B：2019年4月～2022年4月までの間に売上げ0円の月が3ヵ月以上ないこと

C：創業月から2022年4月の間において、売上げ0円の月が3ヵ月以上ないこと

※ ただし、上記売上げ0円の月であっても事業・営業をしていた事実が確認できる場合又は入院等によりやむを得ず営業ができなかった場合（2頁の必要書類(10)の提出のうえ、市のヒアリングに応じていただける場合）に限り、売上げが0円の月を事業・営業を行っていたものとみなす（対象外とはしない）ことができます。

ステップ3 支援金額の確認

○ **ステップ1のA～Cの区分に基づき、支援金額をご確認ください。**

該当するチェックリストをご用意いただきながらご確認いただくと分かりやすいです。

(一) 下表にて「①各月の売上げの減少率」「②対象期間全体の月平均売上げの減少率」の算定に必要な各種売上げを確認し、①または②の減少率を計算して下さい。

【売上減少率の算定に必要な売上げ】

	対象期間売上げ※1	コロナ禍前比較対象売上げ	コロナ禍前の月平均売上げ(★)
A	「2022年5月から2022年9月まで」の ①各月の売上げ または ②月平均売上げ※2	①2019年5～9月のそれぞれ同月の売上げ ②2019年の同月の月平均売上げ※3	①2019年5～9月の平均売上げ ②同左
B		①②2019年の月平均売上げ(年間売上額を12で割った額)※3	①②同左
C		①②創業した日の属する月から12か月間、又は2022年4月のいずれか早い月までの月平均売上げ	

※1 対象期間に売上げ0円の月がある場合は、営業実態等の確認が困難なため、原則売上減少として取り扱えません。ただし、2頁の必要書類(1)を提出のうえ市のヒアリングにより、当該売上げ0円の月の営業実態等が確認できる場合は、売上げ0円の月を減少率100%として計算できるものとします。

※2 2022年9月の売上げが確定後にご申請がいただけます。対象期間に売上げ0円の月がある場合は、申請できません。

※3 2019年1～5月までに創業し、同年の営業が12カ月に満たない場合、「2019年の年間売上高」を「創業月から12月までの月数」で割って月平均売上げを算出

(二) (一)に従い計算した売上減少率と「コロナ禍前の月平均売上げ(★)」を用いて**支援金額の上限**をご確認ください。

【給付上限額】

単位：千円

区分		コロナ禍前の月平均売上げ(★)		
		500万円以下	500万円超 1000万円以下	1000万円以上
売上減少率	25%以上の減少月が2つ	100	125	250
	20%以上の減少月が3つ			
	期間全体の月平均売上高が25%以上減少			
	50%以上の減少月が2つ	200	250	500
	期間全体の月平均売上高が40%以上減少			
	50%以上の減少月が3つ			

(三) 支援金額は、(二)で確認した「支援金額の上限」と(一)「コロナ禍前の月平均売上げ(★)」を比較し、いずれか低い額となります。

各ステップをご確認の上、申請書、チェックリスト、誓約書を記入し、その他必要な書類を添えて郵送にて申請してください。